

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 潘 芳 芳

論 文 題 目 消費者契約における不当条項規制

一日中法の比較による中国法への示唆

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 宇田川幸則

名古屋大学大学院法学研究科教授 丸山絵美子

名古屋大学大学院法学研究科教授 尾島 茂樹

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

潘芳芳氏の論文「消費者契約における不当条項規制—日中法の比較による中国法への示唆」は以下の構成からなるものである。

序 論

第一部 中国法

第一章 不当条項規制現状の概要

第二章 行政による不当条項規制

第三章 司法による不当条項規制

第二部 日本法

第一章 消費者契約法立法前の情況

第二章 消費者契約法制定後の情況

結 語 日中の比較による中国法への示唆

【本論文の要旨】

不当な契約条項に対する消費者の保護という問題は、今や世界的に共通となっている。この問題について、中国では強力な行政規制が行われている一方、1993年の消費者権利利益保護法 24 条において消費者契約（ただし、約款、通知、声明、店頭告示等における条項）に適用される不当条項規制に関する規定が置かれ、ついで 1999 年の契約法において契約一般（ただし、約款における条項および免責条項）に適用される不当条項規制に関する規定が定められ（39 条 1 項、40 条、53 条）、さらに 2013 年の消費者権利利益保護法の改正により、不当条項規制に関する規定が改正され（26 条）、消費者公益訴訟も導入された。しかし、これらの規定が設けられたとはいえ、その規定にはいくつか妥当性を欠くところがあり、その解釈と運用においても様々な問題が生じている。

このような認識から、本論文はまず中国における不当条項規制の現状を検討し、その特徴と問題点を明らかにし、これを受け、日本の消費者契約法に関する議論を参考にし、具体的な規制のあり方、その法原理について、日本法から中国法への立法示唆を得ようとする。

本論文によれば、中国における不当条項規制は、計画経済の残滓ないしは庶民の行政に対する依頼心から現在もなお行政規制が強力ではあるものの、消費者権利利益保護法、契約法をはじめとする私法規制も存在する。しかも、近い将来に市場経済への移行が完了すると思われる中国では、かつての日本と同様に、行政規制から私法（司法）規制へと転換することが予想されることから、私法規制の重要性は増すという。しかし、本論文で潘芳芳氏は、消費者権利利益保護法、契約法の条項、裁判例、学説を検討し、中国ではこれら立法間の条文の整合性がないこと、立法のための理論的根拠が明確でないことなどの問題点を明らかにする。とくに従来中国の議論の問題点として、不当条項規制の正当化根拠が明確化されず、その結果、①規制のアプローチ

の仕方，②規制対象の範囲，③不当性の判断基準，④不当条項規制の効果，⑤規制方法について、説得的かつ体系的な立法や学説の議論が展開できていないとし、これらの点に着眼した検討が必要であるとしている。

その上で、従来、中国において外国の議論を詳細に分析し、紹介したものがないとして、上記の諸論点について議論の蓄積がある日本の学説、立法および裁判例の詳細な検討がなされる。具体的には、消費者契約法立法前、とくに同法の立法化に向けた段階および立法過程での学説の議論、消費者契約法成立後における不当条項規制に関する規定（とくに同法9条および10条）をめぐる裁判例・学説の議論、同法改正に関する提案、および民法（債権関係）の改正における関連する議論をその素材としている。

以上の検討から、潘芳芳氏はそれぞれの論点について、以下の示唆を日本法から得て、それを本論文の結論としている。①消費者契約においては、不当条項規制の根拠が消費者と事業者の間の構造的格差にあると解されることから、約款に限定しない消費者アプローチが採られるべきこと、②消費者契約においては、個別交渉を経た条項、価格などの中心条項も直ちに対象から除外すべきではないこと、③不当条項規制の一般条項においては契約締結時の事情や条項外実務なども広く考慮しつつ、ブラックリスト、グレイリストも整備していくべきこと、④規制の効果は、条項の全部無効とすべきこと、⑤ 適格消費者団体による差止め、損害賠償請求の制度を参考に中国でも同様な制度の導入を検討すべきこと。

【評 価】

1 本論文は、中国の消費者契約における不当条項規制に関する研究である。計画経済から市場経済へという経済体制改革は産業・市場構造にも劇的な変化をもたらし、周知のとおり、モノ・サービスの大量消費社会が中国にも到来した。それとともに中国では消費者トラブルも激増し、その多くは不当条項（中国では霸王条項と呼ばれる）に関連するものであるといわれている。中国の消費者の権利意識も日増しに高まっていることとも相俟って、この問題が社会問題化している。

2 日本においては、その専門性とも相俟って、そもそも中国の消費者契約法制に関する先行業績は極めて少なく、本論文に先行する同種の研究業績は存在していない。また、本論文のテーマは、消費者保護という点において、潘芳芳氏の修士論文の研究テーマである中国製造物責任法における販売者の責任の延長線上に位置づけることができるが、これに関しても日本における先行研究は数点しか存在しておらず、本論文と同様の問題関心を有する先行業績は存在しない。中国における消費者保護法制のあり方についてその現状を緻密に紹介・検討している点において、本論文は日本における中国法研究という観点から新規性のある研究であると評価で

きる。

他方、中国においては、書き手の多さもあり、本論文が素材とする契約法や消費者権利利益保護法に関する先行業績は頗る多い。しかし、その大部分は消費者権利利益保護法旧 24 条と契約法 39 条 1 項、40 条、53 条に齟齬があると指摘するに止まっており（そもそも齟齬を問題と認識し得ていないものも多いが）、本論文のようにその背景やそれがもたらす運用上の問題にまで踏み込むものはほとんど存在しない。これらの点から、本論文は中国においては、極めて独創性を有する研究として、高く評価できる。

3 本論文で潘芳芳氏が検討する中国法における約款規制・不当条項規制の現状は、これまで日本においてもこれほどまでに詳細な紹介はなされていない。複雑かつ理論的な不備もある中国における法規制の展開や議論の状況を、本論文は日本の研究者にも理解可能な形で整理し検討を加えている。本論文は中国法に対する日本法の示唆という視座からの研究であるが、この点は、現在日本でも改正が予定されている消費者契約法の不当条項規制や民法（債権関係）改正で導入予定である定型約款規制の意義の検討に際しても比較法的な素材の提供として貢献をなし得るものであり、学問的価値は頗る高い。また、このような形で複雑な中国法の現状を整理・検討できるということは、潘芳芳氏の高い研究能力を示すものである。

4 不当条項規制・約款規制に関わる日本法の検討部分では、膨大な量の論文・著作や判決を正確に読解し、日本における立法、判例および理論的な議論の展開を丹念に追い、検討が加えられている。日本においてみられる不当条項規制に関わる理論的な対立軸を参考に、立法論・解釈論を展開する際に必要となる一定のスタンスを打ち出している潘芳芳氏の研究は、中国法の今後の展開に確実に貢献をすることが予想される。

また、中国の法学界における日本法の影響は小さくなく、外国法としての日本法研究ないしは日本法を軸とする比較法研究も多数存在しているが、本研究のような緻密な日本法研究は、他の領域も含めたとしてもごく僅かであり、中国の法学界に対する学問的貢献も大きいといえる。また、長きにわたって着手されている中国での民法典制定作業に対しても貢献することができる研究であり、中国語での公表も大いに期待される場所である。

5 日本法の検討結果から得られた示唆が本論文の結論である。①規制のアプローチの仕方、②規制対象の範囲、③不当性の判断基準、④不当条項規制の効果、⑤規制方法、これら 5 点について示された結論は、いずれも日本法の影響を強く受けたものとなっている。しかし、それは単なる日本法の焼き写しやコピーアンドペーストではなく、たとえば損害賠償額の予定条項規制に関する「平均的な損害」の扱いのように日本法において議論がある部分については、中国法の状況も踏まえ慎重な

独自の検討を加えている。このような検討結果は、中国法の今後の発展に大きく寄与するものと考えられる。

6 日本における立法、学説および裁判実務を参考に、中国における不当条項規制をその正当化根拠から考察し、整合的体系的な立法を展開するための具体的な試論を示すという本論文の目的は十分に達成していると評価できる。

他方、結論として得られた示唆を実体法ルール of 具体的な立法につなげるためにはさらに検討すべきことが残されていること、リストの充実化等、潘芳芳氏自身が本論文の残された課題として示しているものこそが成果として求められているともいえること、中国の実務状況、とくに裁判例の分析が弱い、理論的に詰めるべき点はなお残っている、といった問題点も指摘できる。もっとも、これらは本論文の今後の発展性を示すものとも評価でき、問題点というには潘芳芳氏に酷であるかもしれない。また、理論的な詰めや中国の裁判例といった点は、そもそも日中両国でこれらに関する法律が改正作業中であったり新法が公布・施行されて間もないといったりした事情が影響した結果であるともいえる。その意味においては、潘芳芳氏自身の責に帰すべきものではなく、本研究そのものの価値に影響を与えるものではない。

【結 論】

本論文には、以上述べたように、評価すべき点だけではなく、その不十分さを指摘できる点もある。しかし、本論文は、およそ入手可能と思われるすべての中国語および日本語の資料を渉猟し、精緻に読み込むことにより、中国の消費者契約における不当条項規制という、中国民商法・消費者法にとどまらず中国社会にとっても焦眉の課題に挑戦し、日本の当該制度との比較研究を行うことをとおして、現在の中国が解決すべき問題点を提示し、独自の提言を行っている。

したがって、審査委員会は、本論文が博士（法学）学位授与に十分値する優れた研究であるとの結論で一致した。

以 上